

※経営革新計画承認制度とは？

新商品の開発や新分野への進出など新たな取組による経営基盤の強化を図る中小企業者を支援します。

中小企業新事業活動促進法に基づくビジネスプラン（経営革新計画）を作成し、県による計画の承認を受けると資金調達など各種の支援が受けられます。

- ・ 政府系金融機関による低利融資 ・ 新事業促進融資（県制度融資）
- ・ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の限度額が2倍に拡大）
- ・ 小規模企業設備資金貸付制度の特例（貸付限度額等の拡大）
- ・ 特許関係料金減免制度（審査請求料、特許料の第1～10年分を半額軽減）

※平成24年4月1日より特許料減免の期間が3年から10年に延長

※支援策を利用するには、別途支援策実施機関による審査を受ける必要があります。

※経営革新計画とは

- ・ 新商品の開発などの新事業活動（新たな取組み）を行うことにより、経営の向上を目指す、3～5年の中期計画のことです。
- ・ 新たな取組みとは、①新商品の開発・生産、②新サービスの開発・提供、③商品の新たな生産・販売方法の導入、④サービスの新たな提供方法の導入 などです。

日立商工会議所経営革新講座2014 受講申込書

事業所名	
所在地	
電話番号	
受講者	

申込先ファクシミリ0294-22-0120（工業政策課 鈴木聡司まで）